

## 和歌山県プロフェッショナル人材戦略拠点副業・兼業トライアル業務

(月額利用料金3ヶ月分免除タイプ)

### 仕様書

#### 1 適用範囲

本仕様書は、公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）が発注する「和歌山県プロフェッショナル人材戦略拠点副業・兼業トライアル業務（月額利用料金3ヶ月分免除タイプ）」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めたものである。

#### 2 目的

本業務は、副業・兼業人材の活用事例創出をすることで、オープンイノベーションの有効な手段とされる副業・兼業を県内企業に普及させ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

#### 3 履行期間

契約の日から令和6年3月31日まで

#### 4 業務の内容

履行期間中に15件程度のトライアル企業について、次のサポート業務を行うこと。

##### （1）求人票作成サポート

トライアル企業に対してヒアリングを実施し、求人票作成支援をするとともに、副業・兼業人材のターゲット選定等に関する助言を行う。

##### （2）求人広告掲載

Webサイトにて求人広告ページを作成し、求人広告を掲載する。

##### （3）面談サポート

求人に対する申込があれば、副業・兼業人材の絞り込みをした上で、面談開催についてトライアル企業に対して必要な調整や助言を行う。

##### （4）契約及び契約後サポート

採用が合意されたら、トライアル企業に対して契約書作成についての助言を行うとともに、採用後のフォローアップを行う。

ただし、契約期間は原則最大3ヶ月とすることとし、延長する場合はトライアル企業との協議を行った後、延長すること。

##### （5）その他

その他副業・兼業人材の採用に関して、トライアル企業に対して必要なサポートを行う。

#### 5 助言等

本業務期間中、受託者は財団の職員に対して適切な助言を与えるとともに、財団の疑問点の回答又は必要な資料等を求めた場合、迅速に対応し回答、資料提供等を行うこと。

#### 6 再委託の制限

受託者は、財団の承認を受けないで本業務を再委託してはならないこととし、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の業務内容及び再委託先の概要、体制について事前に財団と協議し、承認を得なければならない。

## 7 報告書の提出

本業務の成果及び課題、2件程度の個別企業ごとの事例レポート並びに副業・兼業人材の活用に対するトライアル企業へのアンケート結果等を取りまとめた実績報告書を作成し、令和6年3月31日までに財団に提出すること。

## 8 経費

- (1) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、財団は契約金額以外の費用を負担しない。
- (2) 受託者は、トライアル企業に対して副業・兼業人材の採用後に発生する費用の3ヶ月分及び広告費、ウェブサイト利用料、その他のサポート費用等副業・兼業人材の採用に要した一切の費用の負担を求めない（ただし、トライアル企業が副業・兼業人材に支払う報酬等は除く）。

## 9 業務体制

- (1) 本業務を円滑に進めるため、受託者は本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。
- (2) 必ず責任者を置くこと。

## 10 受託者の責務

- (1) 業務の遂行に当たっては、あらかじめ財団と十分協議を行うこと。
- (2) 受託者の責務において、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (4) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (5) 業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

## 11 その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、必ず財団と協議すること。